

北陸地方整備局との意見交換会意見・要望（H26.12.8）

1. 社会資本整備の着実かつ計画的な推進について

本年は新潟地震から50年、焼山噴火から40年、中越地震及び新潟福島豪雨から10年の節目の年にあたります。

本県は、これら多種多様な災害が多発する自然条件下にあり、加えて、近年では全国的に気候変動をはじめとする災害リスクが高まっていることは明らかであります。災害に対する備えはまだまだ不十分であります。

また一方で、人口減少や高齢化の進展に伴い地縁型コミュニティーが弱体化し、地域防災力の低下が顕著になりつつあることから、災害時などにおける当協会による地域への協力が期待されるとともに、ますます重要となっております。しかしながら、会員企業においても従業員の高齢化、若年労働者の減少といった課題をかかえており、人材育成・確保などの継続的な取り組みのためにも、先の見通しを持った安定した会社経営が最も重要となっております。

本年6月に国土強靱化基本計画が閣議決定され、また、国土交通省におかれましては、7月に国土のグランドデザイン2050を公表し、これからの国土づくりの理念を示されたところです。

つきましては、国土づくりの基本は安全で安心して暮らせる地域づくりであり、県民の安全・安心確保による真に豊かな生活環境を実現するとともに、地域の自立的発展を支える社会資本の着実かつ計画的な整備と維持管理・更新に必要な公共事業予算について、2050年までの見通しを明示して頂くとともに、これに基づき、各年度の当初予算での安定的・持続的な確保をお願いいたします。

2. 発注関係事務の運用に関する指針の市町村への徹底について

品確法、入契法及び建設業法のいわゆる「担い手三法」が、衆参両院本会議において全会一致で改正され、厳しい経営状況にある地域の建設企業の再生を図り、将来にわたる公共工事の品質確保と担い手の中長期的な確保・育成を促進するため、発注関係事務の適切な実施と多様な入札契約方式の選択を柱とする運用指針が発注者共通のルールとして、12月中に策定されると聞いております。

北陸地方整備局におかれましては、発注者責任を果たすとの観点から、これらの施策に先んじて北陸ブロック発注者協議会の役割を「連絡・調整」から「推進・強化」に見直すとともに取り組みを強化されていることに感謝申し上げます。

つきましては、発注関係事務の適切な実施が、県内市町村において早期に徹底されますよう地方公共団体への指導、助言をよろしく願いいたします。

とりわけ、公共工事の品質を確保するとともに、担い手の確保・育成に必要な利潤を確保するためには、適正な予定価格の設定が最も重要であり、最新の労務単価や資材価格を最新の積算基準に適用して予定価格を算出することは当然のことではあります。算出された予定

価格に対する歩切りが複数の市町村でいまだに行われていることは、甚だ遺憾であります。

運用指針の策定を受けて、発注者はルールを守るとの意思表示のためにも、歩切りについては即刻、取りやめるよう強力に指導されますようお願いいたします。

3. 担い手の育成・確保について

建設界の喫緊の課題である担い手の育成・確保について、改正建設業法で建設業者及び建設業者団体は建設工事の担い手の育成及び確保に努めなければならない。また、国土交通大臣は建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保に関する取り組みが促進されるように必要な措置を講ずるものと規定されました。

北陸地方整備局におかれましては、10月に北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会を設立し、教育機関、関係行政機関、建設関係団体が連携した取り組みに向けての枠組みを構築するとともに、今後、新潟県部会において学生の実習プログラム、現場見学会やインターンシップの充実を図る具体的な取り組みについて検討することとされており、たいへん期待しております。

つきましては、関係機関が連携した取り組みが実施できるようコーディネートをよろしくお願いいたしますとともに、取り組みが促進されるように必要な予算措置を講じていただきますようよろしくお願いいたします。

当協会におきましても会員企業と協力しながら、従前より、県内の建設系高校8校を対象に現場見学会やインターンシップなどの取り組みを実施するとともに、今年度は新潟県より「建設業入職・定着促進支援事業」を新たに受託し、担い手の育成・確保に取り組んでおります。さらなる取り組みを計画・実施するためには実行予算が必要であり、法に位置付けられた担い手の育成・確保の経費を工事価格に反映し、予定価格を引き上げていただくとともに、この経費分について、低入札価格調査基準価格を引き上げられますようよろしくお願いいたします。

4. 工事の生産性のより一層の向上に向けて

当協会も参画し、官民共同で作成した「工事施工の円滑化4点セット」につきましては、お忙しい中、平成21年度より毎年春と秋の2回、北陸地方整備局主催で生産性向上等説明会を開催され、当協会の会員企業を含めた工事受注者の現場代理人や監理技術者などを対象に丁寧に説明をいただいていることに感謝申し上げます。

しかしながら、発注者と協議中にもかかわらず回答を待たずに施工したり、新規工種の指示にあたり仕様の確認が不十分であったりしたために、変更協議において、本来必要のない資料の作成に長時間を費やすなど、ガイドライン（案）の理解不足に起因する生産性の低下がいまだに散見されています。

このような状況に鑑み、協会といたしまして、会員受注の来年度施工工事の中からモデル工事を指定して、工事施工の円滑化4点セット（土木工事設計図書の照査ガイドライン（案）及び土木工事設計変更ガイドライン（案））について、受注者側の理解を深め、より一層の

円滑な工事の施工を目指すこととしております。

つきましては、モデル工事の施工状況等は協会事務局でモニタリングするとともに、ガイドライン（案）の解釈について疑義ある場合などには、協会事務局において北陸地方建設事業推進協議会工事施工対策部会事務局（企画部技術管理課）と確認、調整を行いたいと考えておりますので、北陸地方整備局の協力をよろしくお願いいたします。

5. 工事発注の平準化等について

新潟県は積雪寒冷地であり、冬期においては現場除雪や寒中コンクリート施工などさまざまな施工条件に対応するため、同じ工事目的物を完成させるための工事価格が割高となっております。一方、天候が安定し、工事目的物のより良い品質の確保が期待できる3月から5月に施工できる工事の発注が少なく、建設業にとっては端境期となっております。公共事業予算をより有効に活用するとともに、建設技術者・技能労働者及び資機材を有効に活用し、建設業が効率よく機能するためには、工事発注のより一層の平準化が望まれます。

北陸地方整備局におかれましては、国庫債務負担行為や繰越制度の活用に積極的に取り組んでおられると承知しておりますが、通常工事において年度末の工期設定で適正な工事期間が確保されていない工事が見受けられ、契約後に繰越を予定されていると推察されるものの、工期不足を承知の上で受注したと言われぬよう受注を敬遠せざるを得ない場合があります。

つきましては、新潟県が発注時に「本契約について、明許繰越予算が議決された場合には、変更契約を行うものとする。」と条件明示されているのと同様に、整備局発注工事の入札公告や入札説明書においても、繰越予定を明示していただけるようお願いいたします。

また、地方自治体に対する国土交通省所管の交付金におきまして、交付金事業が早期発注可能となるように制度の見直しについて検討をお願いいたします。